

士が記名した書面を交付（同条第8項または第9項の規定による提供を含みます。）して説明させます。

三 乙は、目的物件の売買または交換の契約が成立したときは、甲および甲の相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名させた上で、これを交付（同条第4項の規定による提供を含みます。）します。

四 乙は、甲に対し、登記、決済手続等の目的物件の引渡しに係る事務の補助を行います。

五 仲介手数料及び事務手数料は残金決済時に以下の口座に振込みにて支払うものとし、その振込み用紙の控えをもって領収証に代えることとします。なお、インターネットによる振込みにおいては、送金の記録、履歴等をもって領収証に代えるものとし、この際の振込手数料は買主が負担することとします。銀行名：多摩信用金庫 支店名：八木町支店 種別：普通預金 口座番号：0232145 口座名義人：株式会社八王子ひなた不動産代表取締役南恵 力）ハチオウジヒナタフドウサンダイヒョウトリシマリヤグミナミメグミ

3 建物状況調査を実施する者のあっせんの有無（☐ 有・☒ 無）

あっせん先会社・事務所名
あっせん先住所
あっせん先電話番号

4 違約金等

- 一 甲がこの媒介契約の有効期間内に乙以外の宅地建物取引業者に目的物件の売買または交換の媒介または代理を依頼し、これによって売買または交換の契約を成立させたときは、乙は、甲に対して、約定報酬額に相当する金額（この媒介に係る消費税額および地方消費税額の合計額に相当する額を除きます。）を違約金として請求することができます。
- 二 この媒介契約の有効期間内において、甲が自ら発見した相手方と目的物件の売買もしくは交換の契約を締結したとき、または乙の責めに帰することができない事由によってこの媒介契約が解除されたときは、乙は、甲に対して、この媒介契約の履行のために要した費用の償還を請求することができます。

5 有効期間

この媒介契約締結後 3ヶ月（令和 年 月 日 まで）とします。

6 約定報酬額

（消費税および地方消費税抜き報酬額）（消費税額および地方消費税額の合計額）
420,000円と 42,000円を
合計した額である、462,000円とします。

7 約定報酬の受領の時期

残代金決済時に全額とします。

別表

所有者	住所	千葉県富里市日吉倉13番地16ネオハイツ成田405号室
	氏名	高橋 由美子
登記名義人	住所	千葉県富里市日吉倉13番地16ネオハイツ成田405号室
	氏名	高橋 由美子
所在地	東京都八王子市散田町一丁目711番地13	